

安芸太田町公告第 26 号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 10 日

安芸太田町長 橋本 博明 印

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在	地番	林班- 小班	地目	面積 (ha)	経営管理 権の存続 期間	備考
1	安芸太田町 大字上筒賀 字奥ノ原	890-2	075- 005	山林	2.14 (1.85)	10 年	
2	安芸太田町 大字上筒賀 字宮平山	725-1	077- 001	山林	5.54 (1.56)	10 年	
3	安芸太田町 大字上筒賀 字宮平山	732-1	077- 005	山林	0.23 (0.20)	10 年	
4	安芸太田町 大字上筒賀 字宮平山	733	077- 001	山林	2.10 (1.82)	10 年	
5	安芸太田町 大字上筒賀 宮平山	732-4	077- 008	山林	0.06 (0.02)	10 年	
6	安芸太田町 大字平見谷 字原	375-2	247- 003	山林	0.19 (0.15)	10 年	
7	安芸太田町 大字平見谷 字鎧甲	798	262- 002	山林	1.26 (0.31)	10 年	
8	安芸太田町 大字平見谷 字鎧甲	808	262- 001	山林	1.45 (0.67)	10 年	

9	安芸太田町 大字上筒賀 字奥ノ原	855-1	076- 010	山林	2.40 (1.78)	10 年	
10	安芸太田町 大字上筒賀 字宮平山	694	077- 010	山林	0.17 (0.12)	10 年	
11	安芸太田町 大字上筒賀 字奥ノ原	864-1	076- 006	山林	1.82 (0.89)	10 年	

※表中面積欄：上段は林地台帳等面積，下段（ ）はスギ・ヒノキの実測面積

2 縦覧場所 安芸太田町役場 産業観光課

3 本公告により，安芸太田町に経営管理権が，森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。